



適切な意思決定支援 に関する指針

医療法人社団葬会 葬会仙台病院

2025年2月1日制定

2025年10月1日改定

葬会仙台病院長

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

葵会仙台病院で人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」^{※1)}等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重し、医療・ケアを提供することに努める。

2. 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定支援

2-1：患者本人の意思が確認出来る場合

・患者本人による意思決定を基本とし、家族（もしくは主たる介護者）も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」^{※1)}を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定する。決定内容は診療録に分かりやすく記録する。

・時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあるため、医療・ケアチームは、患者が自らの意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援する。患者が自らの意思を伝える事が出来なくなる可能性もあるため、その時の対応についても予め家族等を含めて話し合いを行う。

2-2：患者本人の意思が確認出来ない場合

- ・家族等が患者本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し決定する。
- ・家族等が患者本人の意思を推定出来ない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い決定する。
- ・家族等がない場合、または家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者にとって最善と思われる医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し決定する。
- ・これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合は葬会仙台病院倫理委員会でその方針を審議する。

3. 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

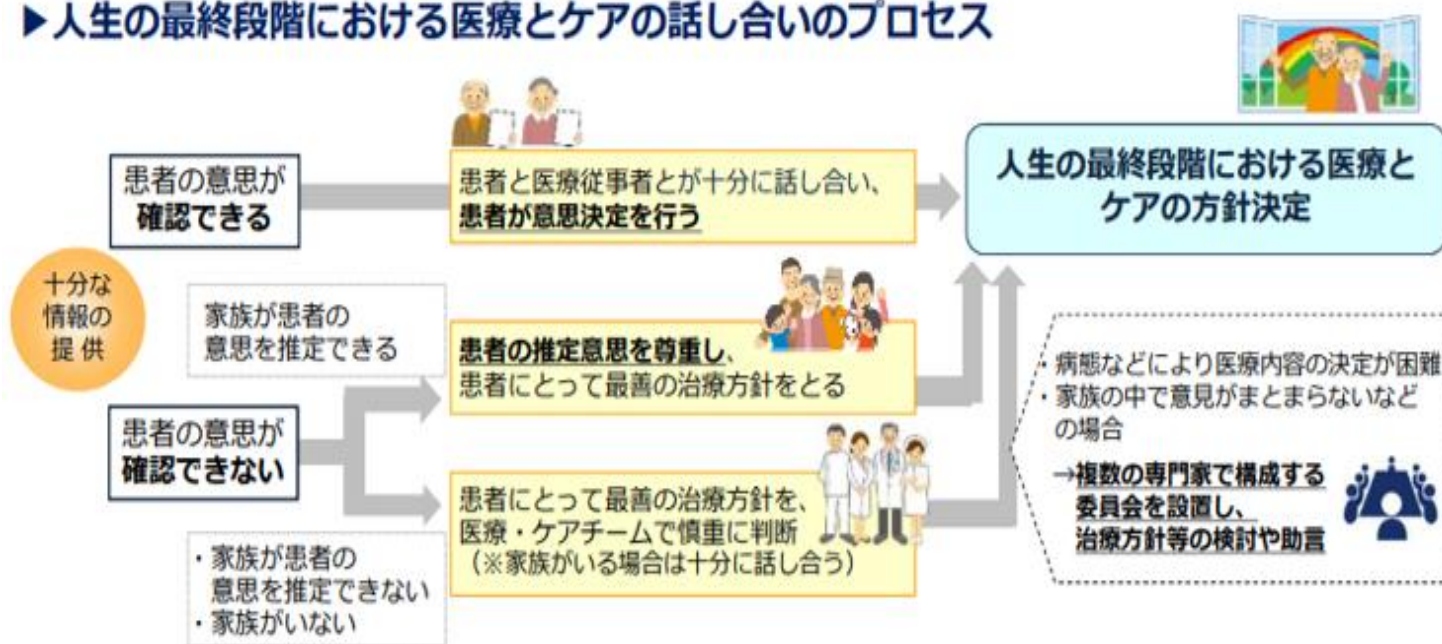
障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」^{※2)}を参考に、出来る限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族及び関係者、医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援する。

認知症基本法に基づき策定された「認知症施策推進基本計画」（令和6年12月閣議決定）において、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考えをしめしている。認知症の人ができること・やりたいことを行い、自分らしく暮らしていくためには、認知症の人の意思を尊重することが重要であり、その具現化する一つの方法が意思決定支援であるということができる。

4. 身寄りが無い患者の意思決定支援

身寄りが無い患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りが無い人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」^{※3)}を参考に、その決定を支援する。

▶ 人生の最終段階における医療とケアの話し合いのプロセス



「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の普及啓発リーフレット（2015）
厚生労働省 より抜粋

5. 参考資料

- ※1) 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」
厚生労働省 平成 30 年 3 月改訂
- ※2) 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」
厚生労働省 平成 30 年 6 月

- ※3) 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」
研究代表者 山縣然太郎
- ※4) 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（第2版）
厚生労働省 令和7年3月

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定プロセス

